

大量破壊兵器等関連貨物の迂回輸出について

輸出注意事項15第25号・平成15・05・16貿局第2号

平成15年5月26日 貿易経済協力局

我が国は、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等の不拡散政策を堅持し、大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の輸出等については、国際的な合意の下、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）に基づき厳正な輸出管理を実施してきました。また、昨年4月よりキャッチ・オール規制を実施し、さらに規制の実効性を高めるよう取り組んでいます。

最近、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある貨物について、輸出許可を受けることなく、輸出管理制度が整備されていない第三国を経由して、北朝鮮の大量破壊兵器等の開発等に関与しているおそれがある者に輸出しようとした事例が発生しました。

この事例の発生はまことに遺憾であり、経済産業省としては当該貨物の輸出者に対し外為法に基づく立入検査を実施し、外為法違反として告発する等厳正に対処しています。

輸出者各位におかれては、このような大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の輸出について、政府の方針を十分御認識いただき、結果として大量破壊兵器等の開発等に結びつく行為に荷担することがないように、今回のような迂回輸出も念頭に、最終需要者や最終用途を慎重に確認する等社内の輸出管理を徹底してください。

また、国内販売であっても、その後輸出されることが明らかな場合には、直接輸出する場合に準じた社内審査を行う等慎重に対応してください。

なお、キャッチ・オール規制も含めた社内の輸出管理については、以下の文書を参考としてください。

- 不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて（平成6年6月24日、6貿第604号）

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/jishukanri/naibukitei-sakusei/index.html>

- 安全保障輸出管理ガイダンス（平成14年2月）

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/jishukanri>

[/guidance/guidance.html](#)

- キャッチ・オール規制の運用の見直しについて（平成15年4月15日）

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/catch-all/index.html>

